

「公共哲学と法」 レポート要綱

2012年1月11日

「公共哲学と法」（担当：井上達夫）受講者は下記に従い、レポートを提出すること。

1 レポート課題： 以下の設例について、設問に答えよ。

J国のT州沖で大地震が発生し、それに伴う大津波でT州沿岸地域は壊滅的打撃を受けた。上下水道・電気・ガスなどのライフラインや道路鉄道港湾等の交通網もほぼ全域で寸断され、復旧にはかなりの時間がかかると予想されている。被災地住民の多くは地元の仮設避難所に収容されているが、自宅に留まって、あるいは避難所から自宅に戻って、救助物資の配給を受けている人々も少なくない。被災地域内の病院も多くが被災し、必要な医療を十分提供できない状況にある。被災地の市町村自治体も人員・施設ともに大きな被害を受け、救助業務遂行に種々の障害を抱えている。そこで、T州以外の被災していない多くの自治体から被災地住民を公営住宅等に受け入れる申出がなされ、申し出られた受け入れ人数の総計は被災者全員をカバーしうるほどになっている。しかし、J国には、このような大規模災害の場合に、被災地住民を安全地域に強制的に移住させることを国または自治体に授権する法令がこれまでは定められていない。被災地の市町村自治体は被災住民に、復旧できるまでの期間、他州へ移住するよう説得に努めているが、地元への愛着、仕事や生活上の諸々の利害、未知の土地での生活の不安等から、移住の呼びかけに応じる者は3分の1にも満たない。現在の状態が続くと、救援・復旧作業が迅速に遂行できず、また劣悪な衛生状態による汎流行疫病発生など第二次被害の恐れもあるため、J国政府は、大規模災害の場合、復旧が進捗するまでの一定期間、被災地住民を安全地域に強制的に移住させる命令権限を、被災地域を管轄する州知事に授権する大規模災害特別措置法を制定し、これに基づいてT州知事は、被災地住民に移住命令を発した。移住先の割当は可能な限り住民の要望を考慮することにしたが、要望地以外の地域を割り当てられた者も少なくない。住民の一部は、特別措置法が、J国憲法が保障する居住地選択・職業選択の自由を侵害し、住民自治として解されるべき憲法の地方自治保障規定にも反するとして、その違憲性を司法に訴えたが、J国司法府は非常事態のため案件を迅速処理し、3ヵ月後に最高裁で合憲判決が確定した。強制移住反対派住民はこのような司法の対応にも不満を抱き、合憲判決確定後も被災地からの退去を拒否し続けたが、最終的には警察の実力行使によって退去させられた。

設問 J国ではこの事態をめぐって次の4つの立場が対立している。

- A説： 大規模災害特別措置法制定とそれに基づく知事命令（以下、簡単に、移住強制措置と呼ぶ）に賛成し、反対派住民の退去拒否行動を非難する。
- B説： 移住強制措置に反対し、反対派住民の退去拒否行動を支持する。
- C説： 移住強制措置に賛成するが、反対派住民の退去拒否行動も許認し、警察力による抵抗排除は認めても、それ以上に法的制裁（公務執行妨害罪による処罰）を科すことには反対する。
- D説： 移住強制措置に反対するが、反対派住民の退去拒否行動は非難し、法的制裁も止むなしとする。

この対立状況について、以下の2つの問いに答えよ。

問（1） 4つの説それぞれについて、いかなる公共性の理論に基づくいかなる議論によって、各説が正当化されうるかを示せ。（2000字～3000字）

問（2） 前問への解答として示した4つの説を正当化する諸議論を比較検討した上で、この問題に関する自己の見解を述べよ。（2000字～3000字）

2 レポート提出期限： 2012年2月3日（金）午後5時

3 レポート提出先： 公共政策大学院事務局